

公益社団法人 大分県作業療法大分県作業療法協会定款施行規則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この施行規則は、公益社団法人大分県作業療法協会定款を受け、本会の円滑なる運営をはかることを目的とする。

第2章 会 員

(入会)

第2条 定款第5条第1項に規定する正会員になろうとする者の入会申込書の書式は別記様式第1号の通りとする。

2 定款第5条第2項に規定する名誉会員については別に定める名誉会員規程に従うものとする。

3 定款第5条第3項に規定する賛助会員については別に定める賛助会員規程に従うものとする。

(正会員の入会金及び会費)

第3条 正会員の会費は次の通りとする。

(1) 入会金 10,000 円

(2) 会費 10,000 円

2 ただし、任意退会した者が再入会する場合、入会金の額はその都度執行役員会にて決定する。

3 会費の納入義務は、正会員は入会した時、ならびに毎年4月1日に当該年度の会費を納入する義務を負う。原則として当該年度の6月末日までに納入しなければならない。

4 正会員の入会金及び会費の変更は、総会の議決によらなければならない。

(名誉会員の会費及び権利)

第4条 名誉会員の会費及び権利は、別に定める名誉会員規程に従うものとする。

(賛助会員の会費及び特典)

第5条 賛助会員の会費及び特典は、別に定める賛助会員規程に従うものとする。

(会員名簿)

第6条 会員は、氏名、勤務先、住所等に変更があったときには、遅滞なく会長に届け出なければならない。

2 本会は、会員名簿を作成し、会員の異動のある毎にこれを訂正する。

(休会)

第7条 正会員は、別に定める休会規程に基づいて休会することができる。

(退会)

第8条 定款第8条に規定する退会届の書式は、別記様式第5号の通りとする。

2 前項の退会届は、退会しようとする日の30日前までに会長に提出しなければならない。

第3章 役員

(役員構成ならびに選任)

第9条 定款第19条第1項に規定する役員の内、理事は正会員8名以上12名以内、有識者4名以上8名以内で構成する。また監事は正会員1名以上、有識者1名以内で構成する。

2 正会員理事および正会員監事は、選挙により候補を選出した後、総会において選任する。有識者理事および有識者監事は本施行規則第42条に定める執行役員会により選考し、総会において選任する。

第4章 選挙

(選挙管理委員会の設置)

第10条 本施行規則第9条第2項に規定する正会員理事および正会員監事を選出するため、常設委員会として選挙管理委員会を置く。

(選挙管理委員会の構成)

第11条 選挙管理委員会は、役員以外の正会員により構成する。うち1名を委員長とし、委員を4名まで置くことができる。

(委員長・委員の選任)

第12条 委員長は理事会の承認を得て会長が委嘱し、委員は委員長の推薦に基づき会長が委嘱する。

(委員長・委員の任期)

第13条 委員長及び委員の任期は、定款第23条役員の任期に準ずる。但し、理事会において別に定めた場合はこの限りではない。

(選挙公示と立候補の締切)

第14条 選挙管理委員会は、投票日の45日以前に、選挙期日、選挙すべき役員の定員数及び立候補の受付期間を公示し立候補を受け付けなければならない。但し、立候補の締

切日は投票日の 30 日前とする。

2 郵送による立候補の届け出は、締切日までの消印があるものを有効とする。

(立候補の届け出)

第15条 理事及び監事の選挙に立候補しようとする正会員は、文書でその旨を選挙管理委員会に届け出なければならない。この場合の書式は、別記様式第7号に準じて作成するものとする。

2 推薦による立候補は、5名以上の推薦者を必要とする。その書式は別記様式第8号に準じて作成するものとする。

(理事会による候補者の推薦)

第16条 立候補者が定員に満たないときは、理事会が定員と同数の候補者を推薦する。この場合の書式は、別記様式第9号に準じて作成するものとする。

(届け出受理証の発行)

第17条 選挙管理委員会は、第14条及び第15条による届け出に対し、届け出受理証を発行しなければならない。その書式は別記様式第11号に準じて作成するものとする。

(立候補に伴う選挙管理委員の退任と補充)

第18条 選挙管理委員が立候補したときは、委員の資格を失う。この場合は、欠員を補充しなければならない。

(選挙の方法)

第19条 選挙は、総会において出席者の直接無記名投票により行う。

(投票用紙の様式)

第20条 投票用紙は、選挙管理委員会指定のものとする。

(投票の順序と投票の様式)

第21条 役員の選挙と投票の様式は次の通りとする。

- (1) 正会員理事 (8名記号式投票)
- (2) 正会員監事 (2名記号式投票: 2名以内)

(開票立会人)

第22条 開票に際し立会人2名をおく。立会人は、選挙管理委員長が指名する。

(有効投票)

第23条 有効投票数は、投票総数の3分の2以上なくてはならない。

(無効投票)

第24条 次の投票は無効とする。

- (1) 規定の記号以外のものを記載したもの
- (2) 定められた欄以外の場所に記載したもの
- (3) 第20条に規定する数を超える記載をしたもの

(当選人の確定)

第25条 複数記号式投票の場合は、得票数の多いものより順次当選を決める。

2 当選人を決めるにあたり得票数が同じであるときは、選挙会場においてくじで定める。

(無投票当選)

第26条 立候補者数が定員と一致した場合は、無投票当選とする。

(選挙運動)

第27条 選挙運動は次のとおりとする。

- (1) 選挙管理委員会は、立候補者の氏名、意見などを掲載した選挙広報を1回発行しなければならない。
- (2) 立候補者及び推薦者代表が、選挙広報に氏名、意見などの掲載を希望するときは、その掲載文を文書で選挙管理委員会に申請しなければならない。

(選挙の管理・運営に関する手引き)

第28条 選挙業務の円滑な運営と管理を行うために、別に選挙の管理・運営に関する手引きを定める。

第5章 会 務 運 営

(局及び部の設置)

第29条 会務処理のため局及び部をおく。

- 2 局長は理事会の承認を得て会長が任命する。
- 3 部長は理事会の承認を得て会長が任命し、部員は部長の推薦を得て会長が任命する。
- 4 局長、部長、部員の任期は定款第23条の役員の任期に準ずる。

(会務の分掌)

第30条 局及び部は次のとおりとする。

- (1) 事務局
 - (ア) 総務部
 - (イ) 財務部

- (2) 学術局
 - (ア) 学術研修部
 - (イ) 教育研修部
 - (ウ) 学会運営部
- (3) 広報局
 - (ア) 事業部
 - (イ) 編集部
- (4) 地域生活推進局
 - (ア) 地域包括ケア事業部
 - (イ) 制度対策部

(部局の分掌)

第31条 局及び部の分掌事項はおおむね次のとおりとする。

事務局

総務部

- (1) 会員の入退会、休会、異動に関する事
- (2) 正会員並びに賛助会員の入会勧誘等に関する事
- (3) 内外の公文書に関する事
- (4) 総会及び会議の運営に関する事
- (5) 儀礼関係、内外の来信に関する事
- (6) 刊行物の発送と保管に関する事
- (7) 大分県作業療法協会ビル及びその他の資産の維持、管理に関する事
- (8) 関係官庁との折衝、その他渉外に関する事
- (9) 関係団体、関係者との連絡調整に関する事
- (10) 会員、会員所属施設及び関連団体の情報に関する事
- (11) ホームページの管理、運営に関する事
- (12) リーフレット・幟等の企画、作成に関する事
- (13) その他広報媒体に関する事
- (14) 本会の歴史編纂に関する事
- (15) 作業療法士の社会的地位向上に関する事
- (16) 会員の福利厚生に関する事
- (17) 会員の個人情報に関する事
- (18) 会員の懲戒に関する事
- (19) その他各部に属しないことに関する事

財務部

- (1) 予算編成に関する事
- (2) 会費その他の収入に関する事
- (3) 支出、決算に関する事

(4) その他財務に関すること

学術局

学術研修部

- (1) 作業療法の学術的発展に関すること
- (2) 作業療法士の学術技能向上に関すること
- (3) その他学術に関すること

教育研修部

- (1) 作業療法士の生涯教育に関すること
- (2) 作業療法士の人材育成に関すること
- (3) その他教育に関すること

学会運営部

- (1) 学会の企画・運営に関すること
- (2) 学会開催の長期・中期計画に関すること

地域生活推進局

地域包括ケア事業部

- (1) 地域包括ケアシステムの推進に関すること
- (2) 地域リハビリテーションの学術的発展に関すること
- (3) 保健・医療・福祉関連団体との学術事業に関すること
- (4) その他渉外に関すること

制度対策部

- (1) 診療報酬制度、介護保険制度、障害福祉制度等保健・医療・福祉制度に関すること
- (2) その他制度対策に関すること

広報局

事業部

- (1) 作業療法及び作業療法士の普及、啓発に関すること
- (2) その他社会貢献活動への協力に関すること

編集部

- (1) 広報誌の編集、発行に関すること
- (2) その他刊行物の編集、発行に関すること

(委員会の設置)

第32条 本会の会務運営にあたり委員会を設置することができる。

2 委員会は常設委員会、特設委員会の2種とする。

3 常設及び特設委員会の委員長は、理事会の承認を得て会長が任命し、委員は委員長の推薦に基づき会長が任命する。

- 4 委員長及び委員の任期は、定款第 23 条の役員の任期に準ずる。但し、理事会において別に定めた場合はこの限りではない。

(常設委員会)

第33条 常設委員会は本会業務の基本事項について審議と執行を担当する。

- 2 常設委員会の種類及び分掌事項は、おおむね次のとおりとする。

規約委員会

- (1) 定款および定款施行規則に関すること
(2) その他の諸規程に関すること

選挙管理委員会

- (1) 役員の選挙に関すること

倫理委員会

- (1) 会員の倫理に関すること

表彰委員会

- (1) 会員表彰に関すること
(2) 他団体などの会員表彰の推薦に関すること

災害対策等推進委員会

- (1) 大規模災害発生時及び復興時の支援活動に関すること
(2) 大規模災害を想定した平時の支援体制の整備に関すること

- 3 常設委員会の委員長は審議の結果を理事会に報告する。

- 4 常設委員会の委員長は、会長の許可を得て理事会に出席し、意見を述べることができる。

(特設委員会)

第34条 特設委員会は本会業務の特別な事項について審議と執行を担当する。

- 2 特設委員会は、会長が必要と認めた場合に理事会の承認を得て設置する。

認知症作業療法推進委員会

- (1) 認知症作業療法の学術的發展に関すること
(2) 認知症作業療法の調査に関すること
(3) 認知症作業療法の啓発普及に関すること

(文書保存種目及び保存期間)

第35条 文書の保存及び保存期間は次のとおりとする。

永久保存

- (1) 定款、設立許可書
(2) 登記に関する書類
(3) 総会及び理事会に関する書類
(4) 予算及び決算に関する書類

5年保存

- (1) 会計諸帳及び書類
- (2) 証明に関する書類
- (3) 重要な調査に関する書類
- (4) 会員に関する名簿及び書類
2年保存

- (1) 業務に関する書類
- (2) 文書收受発送に関する書類
- (3) その他の書類

(諸規程)

第36条 名誉会員、賛助会員、旅費交通費、謝金、儀礼交際費、慶弔、会計処理、文書取扱、公印、情報公開および閲覧、総会議事運営、役員報酬等に関しては、別に定める規程によるものとする。

第6章 支 部

(支部の設置)

第37条 本会の事業を広く地域において展開する目的で支部を設ける。

2 支部の活動にかかる経費は、本会の会計に含むものとする。

(支部の役割)

第38条 支部の役割は次の通りとする。

- (1) 部局の活動支援・協力
- (2) 支部内の会員動向の把握
- (3) 地域リハビリテーション活動の推進
- (4) その他

(支部長の任命)

第39条 支部長は支部内の正会員より理事会の承認を得て会長が任命する。

2 支部長の任期は定款第23条の役員の任期に準ずる。

(支部長代表世話人)

第40条 本会の円滑な運営を図ることを目的とし、支部長代表世話人を置く。

2 支部長代表世話人は支部長会にて支部長より選出し会長が任命する。

3 支部長代表世話人の任期は支部長の任期に準ずる。

4 支部長代表世話人は各部局と連携を図り円滑な本会の運営に努めることとする。

第7章 会 議

(理事会)

第41条 理事会は、次期総会までの会務を執行する。

2 原則として年2回以上開催する。

(執行役員会)

第42条 本会は事業を円滑に執行するために執行役員会を設置する。

2 会は会長、副会長、常務理事、各局長、各部長、支部長代表世話人で構成する。

3 会は原則として毎月1回開催する。ただし、会長が必要と認めたときはその限りではない。

4 議長は会長が務める。但し、やむを得ず会長が出席できない場合は副会長が代行する。

5 会は構成員の過半数をもって成立する。

6 採決が必要な事項は出席者の過半数をもって可決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。

7 上記以外の正会員は会長が必要と認めた場合に限り出席して意見を述べることができる。

(運営調整会議)

第43条 本会は各部局と支部との連携を図り、事業を円滑に執行するために運営調整会議を設置する。

2 会は会長、副会長、常務理事、各局長、各部長、支部長で構成する。

3 会は原則として年1回以上開催する。

4 議長は会長が務める。但し、やむを得ず会長が出席できない場合は副会長が代行する。

5 会は構成員の過半数をもって成立する。

6 議決が必要な事案が生じた場合は執行役員会にて審議の上、決するところとする。

7 上記以外の正会員は必要に応じて出席して意見を述べるができる。

(支部長会)

第44条 支部間の円滑な連携を図るために支部長会を設置する。

2 会は支部活動を担当する常務理事1名以上、支部長で構成する。

3 会は原則として年1回以上開催する。

4 議長は支部長代表世話人が務める。

5 会は構成員の過半数をもって成立する。

6 議決が必要な事案が生じた場合は執行役員会にて審議の上、決するところとする。

7 上記以外の正会員は必要に応じて出席して意見を述べることができる。

(専決事項の処理)

第45条 事項が緊急を要し、総会・理事会を開催して、その議決を経る時間的余裕がない場合、総会・理事会の議決に代わって、会長が専決処理をすることができる。

2 専決事項は、次の会議に報告し、承認を求めなければならない。

3 第2項の承認の是非を問わず、すでに実施された事項は覆すことはできない。

(会議運営の手引き)

第46条 会議の運営を円滑に行うために、別に会議運営の手引きを定める。

第8章 施行規則の変更

(規則の変更)

第47条 この施行規則は、理事会の議決がなければ変更できない。